

令和 7 年 9 月 9 日

熊谷市長 小 林 哲 也

総合評価方式に係る入札説明書

下記 1 に記載の工事に関する入札について、総合評価方式（簡易型・除算方式・見なし評価適用）により実施します。入札に参加する意向がある場合は、下記により評価項目の該当状況を確認し、自己採点申請書を入札時に提出してください。

指定された評価項目に係る自己採点申請書を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、自己採点申請書の提出のみでは、この入札には参加できません。必ず、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により競争参加資格確認申請及び入札の手続を行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項については、「令和 7 年度 熊谷市総合評価方式ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の記載によるものとします。ただし、この入札説明書の記載とガイドラインの記載とが異なる場合は、この入札説明書の記載が優先するものとします。

記

1 工事の概要及び設計図書の公開期間について

工 事 名 熊谷市立玉井小学校プール解体及びトイレ棟等改修工事

工事場所 熊谷市高柳 1 1 6 番地 1

工事業種 解体工事業（発注級区分等については、公告のとおり。）

2 技術資料の提出期限 令和 7 年 10 月 10 日（金） 午後 5 時

3 総合評価に関する事項について

(1) 評価に関する基準及び提出資料

各評価項目について、別紙の評価基準に基づき加点により評価します。

また、提出資料は、別紙に記載のとおりです。各様式における必要事項について、漏れなく記入してください。

なお、提出資料に不備があった評価項目については、加点の対象外となります。

(2) 総合評価の方法（除算方式）

本件に係る総合評価は、当該入札者の技術評価点を入札額で除して得た数値（以下「評価値」という。）により行います。

なお、技術評価点は、標準点（100点）に加算点を加えたものとします。

また、加算点は、(1)によって得られた得点の合計値とします。ただし、加算点の合計値が上限値を超えるときは、満点が上限値となるよう補正を行います。

〔計算式〕 評価値 ＝ 技術評価点／入札額 ＝ （標準点＋加算点）／入札額

なお、技術評価に関し、次の①、②のいずれにも該当する入札参加者は、失格とします。

ただし、予定価格を超過した者を除く入札参加者が 2 者以下の場合は、適用しません。

また、見なし評価を適用する場合は、適用しません。

① 技術評価の「加算点」が、加算点の最も高い有効参加者の 1／3 以下の者

② 技術評価点の「順位」が、有効参加者の下位 1／3 以下

(3) 落札者の決定方法について

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、(2)に記載した方法による「評価値」が最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

なお、評価値の算出に当たり、入札価格が低入札調査基準価格制度に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の100/110を下回った場合は、調査基準価格の100/110を入札価格と見なします。ただし、契約は、入札価格により行います。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者（落札候補者）を決定します。ただし、アの後段の取扱いにより入札価格を調査基準価格と見なして評価された者を1人以上含み、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格を調査基準価格と見なした評価を取り止め、評価値の最も高い者のみ、改めて評価値を再計算し、それが最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

なお、この場合においてもなお同点であった場合は、くじにより決定します。

ウ この工事の入札においては、調査基準価格を設定します。予定価格の制限の範囲内での入札価格が当該調査基準価格を下回った場合は、該当する入札者について、最低の価格をもって入札した者から順次、契約内容に適合した履行が可能か否かについての調査及び検討を行い、落札者（落札候補者）を決定します。ただし、落札者が決定した時点で、次位以降の入札者の調査等は行わないこととします。

また、この工事の入札においては、失格基準価格を設定します。失格基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とします。

(4) 評価項目の不履行について

技術資料は、設計図書の一部（契約内容の一部）とし、発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術資料における提案事項は、全て履行確認の対象となります。

なお、提案事項の履行が確認できなかった場合は、ペナルティの対象となります。

提出された技術資料の内容を満たすことができなかった場合は、再度施工又は補修を行うものとします。ただし、再度施工又は補修を行うことが困難な場合又は合理的でない場合は、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし、5%を上限とする。）を受注者から徴収します。

また、併せて、本件に係る工事成績評定の減点（－5点。ただし、2項目以上の場合は－10点）を行います。

さらに、「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」（以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(5) 虚偽記載について

契約締結前において技術資料における虚偽記載が判明した場合は、その技術資料を提出した者は、失格とします。

また、契約締結後において技術資料における虚偽記載が判明した場合は、受注者に対し、違約金として請負代金額の5%に相当する金額を請求するとともに、併せて当該工事に係る工事成績評定の減点（－5点。ただし、2項目以上は－10点）を行います。

さらに、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(6) 不適正な事項等に対する措置について

- ア 加算点がマイナスとなった者は、失格とします。
- イ 提出された技術資料に不備があった場合、関係する評価項目の得点を与えないこととします（訂正を求めることは、行いません。）。
- ウ 提出された資料が不誠実なものであると認められるとき（技術資料の丸写し、提案に係る部分が白紙の状態での提出等）は、当該技術資料を提出した者は、失格とします。
- エ 配置予定技術者の当該工事への従事が不可能であることが明らかであるときは、当該入札参加者は、失格とします。
- オ 落札候補者決定通知を受けた時点において、配置予定技術者が先に落札した他の工事に配置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」にて配置予定技術者の配置のできなくなった旨を通知することができます。この場合、当該入札者の行った入札を無効とします。

なお、落札者となり契約後に配置予定技術者を配置できない場合、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

4 技術資料の提出について

(1) 技術資料の提出は、電子メールによることとします。

落札候補者となった者は、速やかに技術資料を作成し、通知を受けた日から2日以内に提出してください。落札候補者とならなかった者は、技術資料の提出は不要です。

- ・ 受付期間 令和7年10月8日（水） から 令和7年10月10日（金） まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、最終日については、午後5時までとする。）
- ・ 提出先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所
熊谷市総務部契約課 契約検査係
〔電話：048-524-1111（内線511）〕
〔メール送付先：kojikeiyaku@city.kumagaya.lg.jp〕

(2) 電子メールでの提出書類は、エクセルファイル「技術資料様式（〇〇〇〇〇〇工事）」及び評価項目を満たすことを証明する資料とします。同ファイル内の各様式はすべて入力してください。

証明資料については、ワードファイル、エクセルファイル、PDFファイル、画像ファイルいずれの形式でも構いませんが、ファイル名を「様式ア（イ）添付書類」とする等、各様式との対応を明記してください。

また、証明すべき部分が鮮明で、確認が容易になるよう作成してください。

5 入札の日時、場所及び方法等について

公告のとおり。

6 落札者の決定通知について

落札者の決定に係る通知は、低入札価格調査対象となったものを除き、開札後10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、電子入札システムにおいて行います。

7 評価状況に関する情報提供について

落札者決定通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に落札者以外の入札参加者から様式8により入札情報の提供について依頼があったときは、依頼のあった日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、当該入札参加者自身に係る評価状況について、様式9及び様式10により情報提供を行います。

なお、失格、無効等により技術評価点の公表対象とならなかった者については、情報提供を依頼することはできません。

8 入札参加者のうち落札者にならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、発注者に対し、落札者として選定されなかった理由の説明を求められます。

9 その他実施上の留意事項等について

(1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合は、無償で利用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案事項については、この限りではありません。

なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないよう取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはありません。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、技術評価以外の目的で、提出者に無断で使用することはありません。

(4) 提出された技術資料については、返却しません。

(5) 技術資料提出後における技術資料の修正は、原則として認めません。

(6) 当該工事を受注した場合は、提案事項の評価項目中、「技術提案」等における品質等に係る試験及び資料作成は、受注者が行います。また、その費用は、受注者が負担するものとします。

(7) 総合評価に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

熊谷市総務部契約課 契約検査係 電話 048-524-1111（内線511）